

鳥取県東部広域行政管理組合行政手続条例の一部を改正する条例（案）要綱

1 改正する目的

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号。以下「デジタル規制改革推進法」という。）の施行による行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の一部改正に伴い、聴聞及び弁明の機会の付与の手続における公示送達の方法の見直しを行うためである。

2 改正する内容

(1) 不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合において、聴聞の通知を公示送達によって行う場合は、公示事項を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を掲示場に掲示し、又は公示事項を事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとすること。（第 15 条、第 22 条関係）

※規則で定める方法

インターネットから閲覧できるよう組合公式ウェブサイトに掲載する。

(2) 聴聞に関する手続を準用する弁明の機会の付与の通知を公示の方法によって行う場合においても、同様の方法とすること。（第 29 条関係）

(3) その他所要の整理を行うこと。（第 2 条、第 4 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 28 条関係）

デジタル規制改革推進法によるアナログ規制の見直しの一環（書面掲示規制の見直し）

【現行の公示送達】

掲示場での書面の掲示

【改正後の公示送達】

組合公式ウェブサイトへの掲載



+

掲示場での書面の掲示
又は
事務所に設置したパソコン画面での表示

利用者の利便性、
デジタルデバイド
(情報格差)への
配慮の観点から現
地での掲示も維持

3 施行期日等

(1) 施行期日

この条例は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。（行政手続法の一部改正の施行日）

(2) 経過措置

この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

鳥取県東部広域行政管理組合行政手続条例（平成18年鳥取県東部広域行政管理組合条例第1号）新旧対照表

改正後	改正前
○鳥取県東部広域行政管理組合行政手続条例 平成18年2月28日 条例第1号	○鳥取県東部広域行政管理組合行政手続条例 平成18年2月28日 条例第1号
第1条 (略) (定義)	第1条 (略) (定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を <u>名宛人</u> として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等において必要とされている手続としての処分 イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該処分をした者を <u>名宛人</u> としてされる処分 ウ <u>名宛人</u> となるべき者の同意の下にすることとされている処分 エ 許認可等の効力を失わせる処分であつて、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの (6)～(8) (略)	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を <u>名あて人</u> として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等において必要とされている手続としての処分 イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該処分をした者を <u>名あて人</u> としてされる処分 ウ <u>名あて人</u> となるべき者の同意の下にすることとされている処分 エ 許認可等の効力を失わせる処分であつて、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの (6)～(8) (略)
2 (略)	2 (略)
第3条 (略) (国の機関等に対する処分等の適用除外)	第3条 (略) (国の機関等に対する処分等の適用除外)
第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の <u>名宛人</u> となる	第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の <u>名あて人</u> とな

ものに限る。) 及び行政指導並びに届出 (これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。) については、この条例の規定は、適用しない。

第5条～第12条 (略)

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。

(2) (略)

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)～(4) (略)

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同

るものに限る。) 及び行政指導並びに届出 (これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。) については、この条例の規定は、適用しない。

第5条～第12条 (略)

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。

(2) (略)

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)～(4) (略)

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同

項の理由を示さなければならない。

3 (略)

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の**名宛人**となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の**名宛人**となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分

の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」とい

同項の理由を示さなければならない。

3 (略)

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の**名あて人**となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の**名あて人**となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(新設)

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」とい

<p>う。) は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第17条～第21条 (略)</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第15条第3項<u>及び第4項</u>の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項<u>及び第4項</u>中「不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、<u>同項中</u>「_____とき」とあるのは「_____とき」 (同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、<u>当該措置を開始した日</u>の翌日) と読み替えるものとする。</p> <p>第23条～第27条 (略)</p> <p>(弁明の機会の付与の通知の方式)</p> <p>第28条 行政庁は、弁明書の提出期限 (口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時) までに相当な期間をおいて、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項及び<u>第4項並びに</u>第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、<u>同条第4項中</u>「<u>第1項第3号</u>及び第4号」とあるのは「<u>第28条第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第4項後段</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第30条～第39条 (略)</p>	<p>う。) は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第17条～第21条 (略)</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第15条第3項_____の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項_____中「不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、_____「<u>掲示を始めた日から2週間を経過した</u>とき」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過した</u>とき」 (同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、<u>掲示を始めた</u>日の翌日) と読み替えるものとする。</p> <p>第23条～第27条 (略)</p> <p>(弁明の機会の付与の通知の方式)</p> <p>第28条 行政庁は、弁明書の提出期限 (口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時) までに相当な期間をおいて、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項及び_____第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同項第3号</u>及び第4号」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第3項後段</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第30条～第39条 (略)</p>
---	---

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例（案）要綱

1 改正する目的

林野火災に関する注意報及び警報に係る規定を整備するとともに、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部改正に伴う所要の整理を行うためである。

2 改正する内容

(1) 林野火災に関する注意報及び警報に係る規定の整備に関するもの

ア 火災に関する警報は、消防法（昭和23年法律第86号）第22条第3項に規定するものであることを明確にするほか、火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限についての規定を削除すること。（第29条関係）

イ 管理者は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができることとするほか、次の事項を定めること。（第29条の8関係）

（ア）当該注意報が解除されるまでの間、組織市町の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならないこと。

（イ）管理者は、当該火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

ウ 管理者は林野火災の予防を目的として消防法第22条第3項に規定する火災に関する警報を発したときは、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとすること。（第29条の9関係）

エ 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等にたき火が含まれることを明確にするほか、管理者は、第46条第1項各号に掲げる行為について届出の対象となる期間及び地域を指定することができることとすること。（第46条関係）

(2) 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部改正に伴う所要の整理に関するもの

ア 火を使用する設備の種類に「簡易サウナ設備」を追加し、その定義並びに位置及び構造の基準を定めること。（第7条の2関係）

イ 火を使用する設備の種類の「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、その定義を「簡易サウナ設備以外のサウナ設備」と定めること。（第7条の3関係）

ウ 住宅における火災予防の推進について、「感震ブレーカーの普及の促進」を追加すること。（第29条の7関係）

エ 「簡易サウナ設備」について、個人が設置するものを除き、一般サウナ設備と同様に火を使用する設備等の設置の届出を要することとしたこと。（第45条関係）

(3) その他所要の整理を行うこと。(第1条、第12条、第33条、第43条の3関係)

3 施行期日

令和8年3月31日から施行する。

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例（昭和53年鳥取県東部広域行政管理組合条例第21号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）</p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）</u></p> <p>第4章～第7章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について、法第9条の2の規定に基づき住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等について、法第9条の4の規定に基づき指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの基準等について並びに法第22条第4項の規定に基づき火災に関する警報の発令中における火の使用的制限について定めるとともに、鳥取県東部広域行政管理組合を組織する市町（以下「組織市町」という。）における火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第7条 (略)</p> <p><u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならぬ。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第4章～第7章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について、法第9条の2の規定に基づき住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等について、法第9条の4の規定に基づき指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの基準等について並びに法第22条第4項の規定に基づき火災に関する警報の発令中における火の使用的制限について定めるとともに、鳥取県東部広域行政管理組合を組織する市町（以下、「組織市町」という。）における火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第7条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

（一般サウナ設備）

第7条の3 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

第8条～第11条の2 (略)

(内燃機関を原動力とする発電設備)

第12条 (略)

2～4 (略)

5 前各項に規定するもののほか、内燃機関を原動力とする発電設備の構造の基準については、

（ サウナ設備）

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）

の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

第8条～第11条の2 (略)

(内燃機関を原動力とする発電設備)

第12条 (略)

2～4 (略)

5 前各号に規定するもののほか、内燃機関を原動力とする発電設備の構造の基準については、

<p>発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第27条の規定の例による。</p> <p>第13条～第28条 (略)</p> <p>(火災に関する警報の発令中における火の使用制限)</p> <p>第29条 火災に関する警報 <u>(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)</u></p> <p>が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならぬ。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>第29条の2～第29条の6 (略)</p> <p>(住宅における火災予防の推進)</p> <p>第29条の7 組織市町及び鳥取県東部広域行政管理組合は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、<u>感震ブレーカー</u>その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防</u></p> <p><u>(林野火災に関する注意報)</u></p> <p>第29条の8 管理者は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</p> <p>2 <u>前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、組織市町の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>管理者は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務となる区域を指定することができる。</u></p> <p><u>(林野火災の予防を目的とした火災に関する警</u></p>	<p>発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第27条の規定の例による。</p> <p>第13条～第28条 (略)</p> <p>(火災に関する警報の発令中における火の使用制限)</p> <p>第29条 火災に関する警報</p> <p>が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならぬ。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u></p> <p>第29条の2～第29条の6 (略)</p> <p>(住宅における火災予防の推進)</p> <p>第29条の7 組織市町及び鳥取県東部広域行政管理組合は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、<u>感震ブレーカー</u>その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
--	--

報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 管理者は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第30条～第32条 (略)

(可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準)

第33条 (略)

2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」という。）にあっては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数（貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第8に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。）に応じ次の表に掲げる幅の空地を、指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあっては1メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

容器等の種類	可燃性固体類等 の数量の倍数	空地の幅
タンク又は金属製容器	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	2メートル以上
	200以上	3メートル以上
その他の場合	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	3メートル以上
	200以上	5メートル

第30条～第32条 (略)

(可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準)

第33条 (略)

2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」という。）にあっては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数（貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第8に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。）に応じ次の表に掲げる幅の空地を、指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあっては1メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

容器等の種類	可燃性固体類 の数量の倍数	空地の幅
タンク又は金属製容器	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	2メートル以上
	200以上	3メートル以上
その他の場合	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	3メートル以上
	200以上	5メートル

		以上			以上
(2) (略)			(2) (略)		
3 (略)			3 (略)		
第34条～第43条の2 (略)			第34条～第43条の2 (略)		
（屋外催しに係る防火管理）			（屋外催しに係る防火管理）		
第43条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。			第43条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。		
(1)・(2) (略)			(1)・(2) (略)		
(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（ <u>第46条第1項</u> において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置にすること。			(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（ <u>第46条</u> において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置にすること。		
(4)～(6) (略)			(4)～(6) (略)		
2 (略)			2 (略)		
第44条 (略)			第44条 (略)		
（火を使用する設備等の設置の届出）			（火を使用する設備等の設置の届出）		
第45条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。			第45条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。		
(1)～(6) (略)			(1)～(6) (略)		
<u>(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）</u>			<u>(新設)</u>		
(7) <u>一般サウナ設備</u> （個人の住居に設けるものを除く。）			(7) <u>サウナ設備</u> （個人の住居に設けるものを除く。）		
(7)の2～(15) (略)			(7)の2～(15) (略)		
第45条の2 (略)			第45条の2 (略)		
（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）			（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）		

第46条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 (たき火を含む。)

(2)～(6) (略)

2 消防長又は消防署長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

第47条～第51条 (略)

別表第1～別表第8 (略)

第46条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 _____

(2)～(6) (略)

(新設)

第47条～第51条 (略)

別表第1～別表第8 (略)

火災予防条例の一部改正について

1 林野火災に関する注意報及び警報について

(1) 背景と経過

令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受けて、消防庁は「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催し、林野火災注意報及び警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、火災予防条例（例）の一部が改正された。

(2) 発令基準・解除基準

ア 林野火災注意報（※当日に降水が予想される場合や降雪がある場合はこの限りでない。）

次のいずれかに該当する場合

- ・前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下のとき
- ・前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表されているとき

イ 林野火災警報（※近日の火災発生状況、近隣県での林野火災発生状況を総合的に判断）

林野火災注意報の発令に加え、強風注意報が発表され、かつ、管理者がこれを必要と認める場合

ウ 林野火災注意報・警報解除

- ・発令基準に該当しなくなったとき
- ・降雨、降雪等によってその必要がなくなったとき

(3) 火の使用制限

林野火災注意報・警報が発令された場合、東部管内全域で「火の使用」が制限されます。

ア 山林、原野等において火入れをしないこと。

イ 煙火を消費しないこと。

ウ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。

エ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙しないこと。

オ 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて管理者が指定した区域内において喫煙しないこと。

カ 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。



火入れ



たき火



煙火



喫煙

2 サウナ設備について

(1) 経過と背景

近年のサウナブームを背景に、屋外等のテントやバレル（円筒形かつ木製）にサウナストーブを設置する事例が全国で増加している。現行のサウナ設備の基準は、浴場等の建物内に設置することを想定したものであり、見直しを求められていた。（※放熱設備と周囲の可燃物の離隔距離について、テントやバレルの大きさや構造・材質には合わない等）

屋外等のテント等に設置される消費熱量が小さいサウナ設備に適用される基準を定める必要性が生じていたことから、消防庁は有識者等で構成される検討会での「可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会報告書」を踏まえ、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」（以下「省令」という。）の一部が改正された。

(2) 改正の内容

現行基準

① 省令では、「サウナ設備」は「サウナ窓に設ける放熱設備をいう」ものとされており、テントやバレル（木樽）に設けるものは想定されていない。
② 放熱設備（サウナストーブ）と周囲の可燃物との離隔距離として、可燃物の表面温度が100°Cを超えない距離を保つことが求められている。 ※ 長期間の加熱により、可燃物が変調して内部に熱が蓄積しやすくなり、表面温度100°C程度の比較的低い温度でも出火する危険性（いわゆる低温着火）が生じることを考慮。

新基準

① 省令改正し、火気設備の種類に「簡易サウナ設備」を追加。 具体的には、屋外等のテント及びバレル（木樽）に設ける放熱設備（最大出力6 kW以下の薪ストーブ・電気ストーブ）を規定。
② 放熱設備（サウナストーブ）と周囲の可燃物との離隔距離として、可燃物が引火しない距離（可燃物の表面温度が200°C～300°Cを超えない距離に相当）を保つことで足りることとする。 ※ 簡易サウナの構造・材質や利用形態から、低温着火は生じ難いことを考慮。
③ このほか、簡易サウナ設備の構造・材質等の特性に応じた火災予防上の要件を明確化。

改正前

基準なし
屋外等に設ける放熱設備を設けるもの

サウナ設備
浴場等の建物内に設置することを想定したもの

改正後

簡易サウナ設備
屋外等のテント又はバレル（木樽）に設ける放熱設備で定格出力6 kW以下、かつ、薪又は電気を熱源とするもの

一般サウナ設備
簡易サウナ設備以外のサウナ設備

3 施行期日

令和8年3月31日施行

八頭消防署若桜出張所新築（建築）工事に係る工事請負契約の変更について

1 現契約内容

- 工事名称：八頭消防署若桜出張所新築（建築）工事
- 工 期：令和6年2月7日から令和8年2月27日まで
- 契約金額：金225,940,000円（税込）
- 契約業者：こおげ建設・大照建工特定建設工事共同企業体

2 主な変更内容

- ・建築発生土の仮置き場変更及び残土処分の追加
- ・柱状改良工事の強度確保のため事前調査追加及び不良土の処分追加等
- ・工期延長
(理由)

柱状改良を実施するにあたり、試掘による事前配合試験を行ったところ、所定の強度が確保できないことが分かり、追加調査が必要となった。

調査の結果、改良不良となる層が見つかり、該当する層を撤去してから柱状改良を行う必要が生じた。このことにより、調査等に伴う工事停止期間と土質置換期間を合わせて約40日の遅れが発生した。



3. 変更契約金額

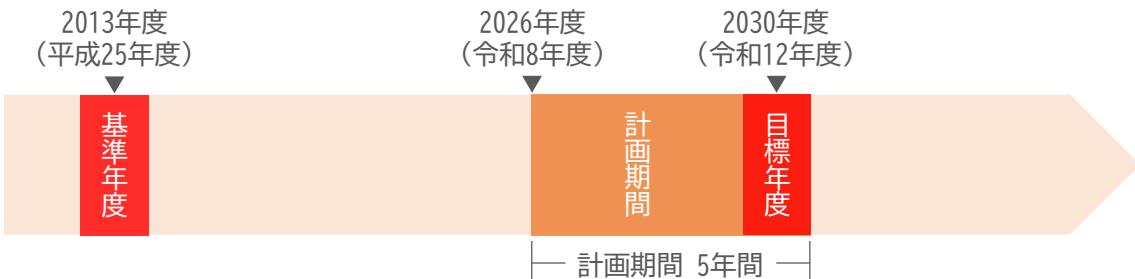
＜変更後＞ 契約金額 235,835,600円 (増額 9,895,600円)

鳥取県東部広域行政管理組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）概要版

目的

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、本組合が実施する事務・事業における省エネルギー・廃棄物削減などの取り組みを通じて、温室効果ガス排出量を削減することを目的として策定するものです。

計画期間・基準年度・目標年度



温室効果ガスの削減目標

目標年度2030年度（令和12年度）に、基準年度2013年度（平成25年度）比で79%削減します。



目標達成に向けた主な取組

① カーボンニュートラル電力の導入推進

新築、更新事業等で調達する高圧電力は、原則として自己託送によるカーボンニュートラル電力とします。また、既存施設（低圧電力含む）についてもカーボンニュートラル電力への切替を検討します。

② 施設整備等の省エネルギー化

施設設備等の新設・更新時には、エネルギー効率の高い機器等を優先的に導入します。

③ LED照明の導入推進

2030年度までに、施設全体のLED照明導入率100%を目指します。

進捗管理体制と進捗状況の公表

「鳥取県東部広域行政管理組合地球温暖化対策実行計画推進委員会」を設置し、実行計画を推進します。また、実行計画の進捗情報は組合ウェブサイトで毎年公表します。

消防庁舎整備事業の進捗状況について

1 八頭消防署若桜出張所

- ・庁舎の躯体は完成し、屋上アスファルト防水工事を実施中。
- ・ホースタワーを建設中。
- ・中間検査を令和7年12月12日に実施済。

【進捗率：68%（当初計画：69.8%、令和7年12月12日時点）】

○工期延長について

延長後の工期：令和8年4月30日

（理由）

柱状改良工事を実施するにあたり、試掘による事前配合試験を行ったところ、所定の強度が確保できないことが分かり、追加調査が必要となった。

調査の結果、改良不良となる層が見つかり、該当する層を撤去してから柱状改良を行う必要が生じた。このことにより、調査等に伴う工事停止期間と土質置換期間を合わせて、約40日の遅れが発生した。

〔受注者と工期（履行期間）〕

○新築工事（建築）：こおげ建設・大照建工JV
 ○新築工事（電気）：株式会社ミナミコーポレーション
 ○新築工事（機械）：株式会社サカエ } 工期：R 7. 2. 7～R 8. 4. 30
 ○工事監理業務：有限会社塚田隆建築研究所 履行期間：R 7. 2. 19～R 8. 5. 27

【建築現場写真】



【庁舎整備スケジュール（予定）】

R 8. 1 現在

事業名	新築工事	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
		4 5 6 7 8 9 10 11 12 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 3	
若桜出張所	新築工事			■	■	■	
		（事前）	（事後）	（事後）	（事後）	（事後）	
解体工事 地盤変動 影響調査	新築工事			■	■	■	
		（事前）	（事後）	（事後）	（事後）	（事後）	

2 気高消防署

- 令和7年10月28日から建築工事に着工、令和8年度中に完成予定。
- 現在、仮囲いの設置と基礎工事に向けて、追加の地質調査を実施中。

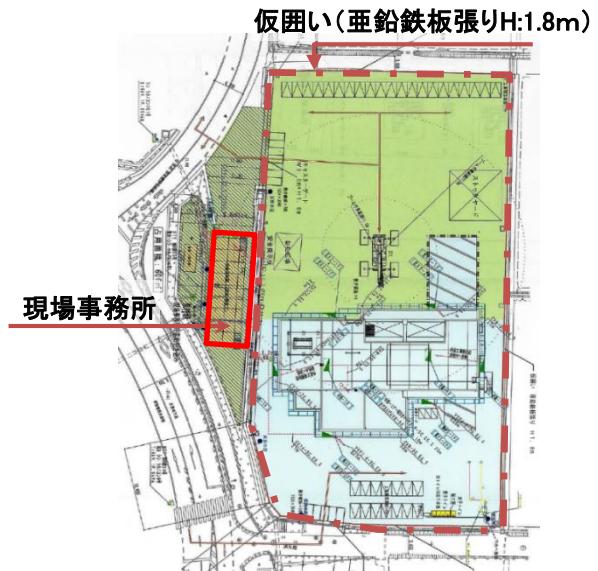
[受注者と工期（履行期間）]

- 新築工事（建築）：懸樋・大和JV
- 新築工事（電気）：とりでん・シグマJV
- 新築工事（機械）：山陰冷暖設備株式会社
- 工事監理業務：有限会社尾崎設計

工 期：R 7. 11. 5～R 9. 1. 29

履行期間：R 7. 10. 29～R 9. 2. 16

【建築現場写真】



【庁舎整備スケジュール（予定）】

R8.1現在

事 業 名	令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			備考								
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
気高消防署	基本設計・ 実施設計			設計業務			設計書精査																	
	新築工事						庁舎建設						運用開始											
	解体工事												旧庁舎解体											

3 その他の庁舎

整備未着手の鳥取消防署国府分遣所、吉方出張所については、消防庁舎整備計画検討会において検討中である。

【現行の庁舎整備計画】

署所名	構造	竣工年月	耐用年数	経過年	Is値	優先度	整備目標年度
鳥取消防署国府分遣所	鉄骨造平屋建	S54.9	38年	44年	0.10	B	R6～8年度
鳥取消防署吉方出張所	鉄骨造平屋建	S52.3	38年	47年	0.53	B	R7～9年度
気高消防署青谷出張所	鉄骨造平屋建	H2.3	38年	34年	—	C	R8年度以降検討
湖山消防署	鉄筋コンクリート造2階建	S53.3	50年	46年	0.96	C	R8年度以降検討
消防局・鳥取消防署	鉄筋コンクリート造4階建	H1.3	50年	35年	—	C	R8年度以降検討

消防庁舎整備計画検討会における協議状況について

1 協議状況

※WG : ワーキンググループ

(1) 消防庁舎整備計画検討会（第1回）

- 開催日：令和7年7月25日（金） [WG、検討会同日開催]
- 内 容：1. 消防庁舎整備検討会の概要について
2. 消防庁舎整備基本方針について
3. 消防行政の現状と課題について

(2) 消防庁舎整備計画検討会（第2回）

[WG、検討会同日開催]

- 開催日：令和7年8月28日（木）
- 内 容：庁舎視察

施設：消防局・鳥取消防署、東町出張所、吉方出張所、国府分遣所、湖山消防署

(3) 消防庁舎整備計画検討会ワーキンググループ・検討会（第3回）

- 開催日：WG 令和7年9月30日（火）
検討会 令和7年10月8日（水）

- 内 容：現行の基本方針における事業未着手庁舎（鳥取消防署国府分遣所、吉方出張所）の整備

吉方出張所・国府分遣所の今後のあり方として、統合を前提に庁舎整備を進めていくという認識が共有された。

2 今後の予定

(1) 消防庁舎整備計画検討会ワーキンググループ・検討会（第4回）

- 開催日：WG 令和8年2月上旬
検討会 令和8年2月中予定
- 内 容：概算事業費の比較検討、庁舎整備優先度について

(2) 以降の予定

- ・引き続きWG・検討会での協議を重ね、令和8年度のできる限り早い段階で報告書を取りまとめる。
- ・正副管理者会議・議会等の機を捉え、検討会における協議状況等について説明を行う。

消防庁舎整備計画検討会のスケジュール

	令和7年度									令和8年度		
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
消防 庁 舎 整 備 検 討 会	第 一 回 検 討 会	第 2 ～ 回 庁 舎 整 備 視 察 ～	第 2 ～ 回 庁 舎 整 備 視 察 ～	第 3 回 検 討 会				第 4 回 検 討 会		第 5 回 検 討 会		
	7月25日	8月28日	9月19日	10月8日								
消防 庁 舎 整 備 WG	第 一 回 検 討 会	第 2 ～ 回 庁 舎 整 備 視 察 ～	第 3 回 整 備 WG				第 4 回 整 備 WG		第 5 回 整 備 WG			
	7月25日	8月25日	9月30日									
広 域 議 会				正 副 管 理 者 会 議			正 副 管 理 者 会 議	2 月 広 域 議 会		正 副 管 理 者 会 議	5 月 広 域 議 会	

災害時における消防用水等の確保に関する協定の締結について

1 経緯等

令和7年は、岩手県大船渡市、岡山県岡山市、愛媛県今治市など、全国的に大規模な林野火災が多発し、いずれも消火栓や河川といった消火に必要な消防水利の確保が困難であったことから、火災の鎮火までにかなりの日数を要した。

消防庁が開催した大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会での「民間業者が所有するコンクリートミキサー車等による水利確保が有効であった」との事例報告等を踏まえ、この度、災害時における消防用水等の確保に向け、鳥取県、県市長会・町村会（県内各市町村）、県内3広域及び県内生コンクリート協同組合等が協定を締結しようとするものである。

2 協定の概要

(1) 協定締結日 令和8年2月上旬（予定）

(2) 協力要請事項

①林野火災等におけるコンクリートミキサー車での消防用水、飲料水を除く生活用水の運搬及び供給

《参考》コンクリートミキサー車：大型10t車で6t積水、小型4t車で2t積水可能

東部消防局管内に大型車40台、小型車8台あり（県内：大型車108台、小型車30台）※R7.4時点

②地震、台風等による水害時の応急対策用資材（砂・碎石等）の提供

(3) 協定締結団体

	甲	乙	丙	丁	
東部地区	鳥取県 鳥取県知事	鳥取県市長会 会長 (鳥取市長)	東部広域行政管理 組合 管理者（鳥取市長）	①	鳥取県東部地区生コンクリート協同組合 郡家コンクリート工業(株)、東部生コン(株)、白兎生コン(株)、やまこう生コン(株)、共立生コン(株)
		鳥取県町村会 会長 (江府町長)		②	鳥取生コンクリート(株)
				③	YAHATA(株)（鳥取地区生コンクリート協同組合）
				④	八頭生コン(株)
中部地区		中部ふるさと広域 連合 連合長（倉吉市長）		⑤	鳥取県中部地区生コンクリート協同組合 倉吉生コン(株)、中部小野田レミコン(株)、ハワイ生コン(株)、関金生コン(株)、小鴨生コン(株)
				⑥	八幡生コン(株)（鳥取地区生コンクリート協同組合）
西部地区		西部広域行政管理 組合 管理者（米子市長）		⑦	米子地区生コンクリート協同組合 米子宇部コンクリート工業(株)、加藤商事(株)、米子菱光コンクリート(株)、(株)しまや、伯雲徳山生コン(株)、(株)大山生コン、サンコー(株)、米子八王寺工業(株)、(株)岡田商店、(株)フジコン、カネックス(株)、日野小野田レミコン(株)、(有)日建レミコン
				⑧	サワタ建設(株)

【参考：布水槽から消防車両で吸水】



高機能消防指令センター更新事業の進捗状況について

1 進捗状況

令和5年度から事業着手した高機能消防指令センター更新事業は、令和7年9月3日、4日に中間検査を終了、現在は署所端末の配線作業を進めており、令和8年2月4日、5日には119番回線の切り替え工事を予定している。（令和8年4月1日運用開始）

なお、若桜出張所の工期延長に伴い、通信指令設備の移設作業（令和8年4～5月予定）が必要となった。

2 事業概要

【更新業務】

- 委託業務名 : 高機能消防指令センター更新業務
- 契約金額 : 金 1,281,500 千円
- 契約業者 : 富士通 J a p a n ・ 東京センチュリー共同企業体

【更新支援業務】

- 委託業務名 : 高機能消防指令センター更新支援業務
- 契約金額 : 金 11,044 千円
- 契約業者 : 三井共同建設コンサルタント株式会社

【完成イメージ】



【経費等】

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
設計業務		<ul style="list-style-type: none"> ・ 更新業務（設備更新） 1,281,500 千円 ・ 支援業務（調達支援、施工監理等） 11,044 千円 ・ 移行業務（データ移行、無線接続） 0 円 	
	12,100 千円	0 円	1,292,544 千円
総事業費 <u>1,304,644 千円</u>			

【行程】

	令和 6 年度					令和 7 年度		令和 8 年度
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～12月	1～3月	4月	
設計業務								
更新業務	執行伺 選定委員会 審査要領策定 公告	企画提案 業者決定 仕様調整 仮契約	議決承認 本契約 業務開始	更新業務 中間検査	119切替 完成検査			運用開始
支援業務	契約	調達支援		施行監理		完成検査		
移行業務				業務廃止				

消防救急無線デジタル化事業をめぐる談合に係る対応について

1 対応の経過

- ・R7. 7. 31 顧問弁護士と委任契約を締結
- ・R7. 8. 21 株式会社富士通ゼネラルに対し、損害賠償請求への応諾を求め、応諾が得られない場合には訴訟に移行する意向である旨の文書を内容証明郵便により通知
- ・R7. 10. 28 令和 7 年 10 月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会
議案第 14 号「訴えの提起について」の議決
議決後、弁護士と協議し訴訟提起の準備開始
- ・R7. 12 月 訴状について説明（管理者、副管理者、議会関係）
- ・R8. 1 月 東京地方裁判所に訴訟提起（予定）

2 訴状について

- (1) 訴訟物の価額 金 257, 231, 377 円
- (2) 貼用印紙額 金 794, 000 円
- (3) 請求の趣旨

- ・被告は原告に対し、金 257, 231, 377 円及びこれに対する平成 26 年 4 月 26 日から支払い済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- ・訴訟費用は被告の負担とする。

3 訴訟提起後の動きについて

東京地方裁判所において受理手続きと形式的な審査が行われ、[※] 株式会社ゼネラルに訴状が送達される。

株式会社ゼネラルには答弁書の提出期限が指定され、東京地方裁判所において第 1 回口頭弁論期日が決定される。

※2026 年 1 月 1 日付で「株式会社富士通ゼネラル」から「株式会社ゼネラル」に商号変更された。